



こしがら



ポカポカ陽気に春を買う人々……

— 第4回花の展覧会 —

去る3月14、15日の2日間、市役所1階ロビーでは、越谷市農業団体連合会花卉部の主催による花の展覧会が開かれました。チューリップ、フリージャー、ユリなど80点あまりが展示され、市民の方々が花のあでやかさと甘い香りにウツトリ。次々とおとずれる市民の目を奪っていました。

一方、市役所前庭では、パンジー、エニシダ、ミニカーネーションなどの即売会も行われ、いずれも飛ぶような売れゆきでした。

越谷市の人口

(昭和50年3月1日現在)
(住民基本台帳)

		前月比
総人口	18万9540人	339人増
男	9万6030人	216人増
女	9万3510人	123人増
世帯数	5万3904世帯	86世帯増

猪突猛進

(27)

女優の宮城まり子さんが、福祉のあり方を訴えるために、まる二十五時間、テレビカメラの前に立ち続けた、と言うニュースに接したのは、先日のことです。

肢体不自由児童施設「ねむの木学園」の園長として、自ら全身

を福祉の実践活動に投入している宮城さんが、四十六歳の誕生日を迎えたその日に、か細い身体に二十五時間も強いライトにあてられつ放しで、涙を流しながら訴え続けたものは「何」だったのでしょうか。

「人間は想像することで相手の立場を考えることができる。私も一生懸命、相手の立場を考えて、生きたい。」
タレントである宮城さんの、この謙虚なヒューマニズムを、私を

「一捨九入」の疑問

市長 黒田 重晴

石原博太郎氏は、よい政治のためには「一捨九入」の論理が大切だと主張しています。九つを生かすためには一つぐらいは切り捨て

る、と政治理念のようです。たしかに民主主義の基本は多数決であり、最大多数の最大幸福が民主政治の基本です。しかし多数の

らさらに散らして「一捨九入」を強調するところに、名前に育ち、陽のあたる道だけを歩んで来た者の抱く、強者の論理と、弱者復讐、切り捨てをかいま見たのは、私だけではないでしょう。

さらに細知事に強く要請した結果、越谷市に県立養護学校の建設も決定しましたので、これにも出るだけの協力を致して参ります。これらの恵まれない人達の救済はたしかに少数です。しかし、このような少数の人達を政治が切り

捨ててしまったら、彼らの生きる権利は、希望は、どうなるのでしょうか？

宮城さんが必死に訴えた結果集ったお金は三千万円と聞きまし



敬老年金や ねたきり老人手当などをアップ

敬老年金やねたきり老人手当などをアップ。市役所会議場で開かれました。

敬老年金が六千円から一万二千元に。ねたきり老人に對しても、一層の福祉向上を図るため、つぎのよう

地方自治の発展に貢献した。大塚伴鹿氏(59歳)。大塚伴鹿氏は、大正4年9月9日、越谷市越ヶ谷四六〇六番地の

川柳公民館がほぼ完成しました。川柳公民館は、現在市内に十三か所あり、それぞれ活発に活動

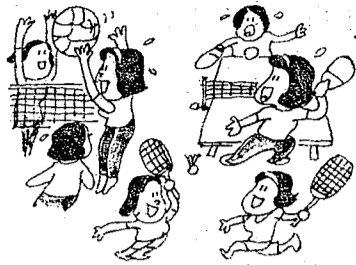
大塚伴鹿氏名誉市民に 初代市長

川柳公民館がほぼ完成しました。川柳公民館は、現在市内に十三か所あり、それぞれ活発に活動して

改正する条例制定について。越谷市官庁管理例等の一部を改正する

改正する条例制定について。越谷市国民健康保険条例の一部を改正する

スポーツ教室のご案内



【一般対象】

教室名	期 間	時 間	会 場	定 員
バスケットボール	5月9日～7月25日 毎週金曜日	19:00～21:00	市立第1体育館	30人
トランポリン	5月9日～7月25日 毎週金曜日	19:00～21:00	市立第2体育館	20人
バレーボール	5月8日～7月24日 毎週木曜日	19:00～21:00	市立第1体育館	50人
バドミントン	9月3日～11月26日 毎週水曜日	19:00～21:00	市立第2体育館	50人
アーチェリー	5月10日～7月26日 毎週土曜日	14:00～16:00	北越谷アーチェリー場	20人
テニス(軟)	5月11日～7月27日 毎週日曜日	10:00～12:00	総合公園	50人
テニス(硬)	4月20日～6月29日 毎週日曜日	10:00～12:00	総合公園	50人
ポデピル	5月13日～7月29日 毎週火・木曜日	19:00～21:00	市立第2体育館会議室	30人
合気道	5月9日～7月25日 毎週金曜日	19:00～20:00	市立第2体育館	30人
フォークダンス	5月13日～7月29日 毎週火曜日	19:00～21:00	市立第1体育館	30人
スキー	51年1月下旬頃予定	—	未定	50人

【家庭婦人対象】

教室名	期 間	時 間	会 場	定 員
バドミントン	9月2日～11月25日 毎週火曜日	9:30～11:30	市立第2体育館	30人
テニス(軟)	5月7日～7月23日 毎週水・金曜日	9:30～11:30	東小林公園	50人
バスケットボール	5月7日～7月23日 毎週水曜日	9:30～11:30	市立第1体育館	50人
体 操	9月5日～11月28日 毎週金曜日	9:30～11:30	市立第2体育館	50人
アーチェリー	5月8日～7月24日 毎週木曜日	9:30～11:30	北越谷アーチェリー場	30人
ソフトボール	5月13日～7月29日 毎週火曜日	9:30～11:30	東小林公園	30人
水 泳	8月(5日間)	—	未定(3会場)	—

【少年・少女対象】

教室名	期 間	時 間	会 場	定 員
トランポリン	5月9日～7月25日 毎週金曜日	16:30～18:30	市立第2体育館	40人
バスケットボール	5月7日～7月23日 毎週水曜日	16:30～18:30	市立第1体育館	50人
バレーボール	5月8日～7月24日 毎週木曜日	16:30～18:30	市立第1体育館	40人
器械体操	5月7日～7月23日 毎週水曜日	16:30～18:30	市立第2体育館	40人
合気道	5月9日～7月25日 毎週金曜日	18:00～19:00	市立第2体育館	30人

【幼児(4歳～6歳)対象】

教室名	期 間	時 間	会 場	定 員
親子体操	5月7日～7月23日 毎週水曜日	15:30～16:30	市立第2体育館	30組

健康的で明るい生活は、家族みんなの健康と丈夫な強い体から……。市教育委員会では、市民の方々の体力づくり、健康づくりを目標に、ことしも市内の体育施設を活用して、たくさんのスポーツ教室を開催します。日頃、スポーツに親しむ機会に恵まれない方々は、すすんで参加されるようご案内し

ます。
▷申し込み方法
スポーツ安全協会傷害保険金(100円)を添えて市教育委員会社会体育課まで申し込みください。各教室とも定員になり次第締め切ります。
電話64-2111 内線425



図書館だより

日本古典文学鑑賞講座(年間予定)

- 4月26日 「古事記」を3回に分けて、神々の物語、古代の英雄など。
- 5月17日 講師 小谷次郎先生
- 6月7日 和泉式部の和歌、日記について
- 7月5日 講師 鈴木亮一先生
- 8月30日 (土佐日記を3回に分けて、女文学と日記文学、辛若の船旅など)
- 9月13日 講師 平田伸八先生
- 10月4日 (落窪物語を3回に分けて、ままごいじめの物語を中心に)
- 11月1日 講師 大野 薫先生
- 12月6日
- 1月10日
- 2月7日

*時間はいずれも午後2時30分からです。内容等くわしくはそのつど広報こしがやでお知らせします。

第215回 市民読書会

- と き 4月20日(日) 午後2時
- と ころ 福祉会館準道室
- 「真砂屋のお縁」有吉和子著
- テキストは図書館にあります。



移動図書館

しらこぼ号の巡回

移動図書館「しらこぼ号」は次の日時に巡回します。貸し出しは無料ですのでお気軽にご利用ください。

- 巡回日 駐車場および時間
- 4月8日(火) 平方・立野 午後1時30分～2時30分
 - 大袋公民館 午後3時～4時
 - 9日(水) 蒲生東町集会所 午後1時30分～2時30分
 - 大相模公民館 午後3時～4時
 - 10日(木) 宮本町5丁目 午後1時30分～2時30分
 - 北越谷記念会館 午後3時～4時
 - 11日(金) 蒲生本町 午後1時30分～2時30分
 - 大間野4丁目 午後3時～4時
 - 15日(火) つつみ団地 午後1時30分～2時30分
 - チサン団地 午後3時～4時
 - 16日(水) 平方・中央 午後1時30分～2時30分
 - 新生集会所 午後3時～4時

おしらせのページ

施設めぐりに

参加しませんか



次のとおり施設めぐりを行います。のどかな春の1日を施設めぐりで過ごしませんか。お問い合わせは、

と き 4月30日(水) 午前9時市役所集合(解散は午後4時半頃の予定です)

見学施設 給食センター、東部清掃組合、青年の家、北平浄水場、宮内庁埼玉鶴場その他。

参加者は4月15日までに、ハガキで住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して市役所企画部広報課まで申し込みください。募集人員は30名です。当日の昼食はご持参ください。

その他くわしくは市役所広報課(越谷市越谷4-2-1 電話64-2111 内線345)までお問い合わせください。

国民年金保険料

(49年度分)の納め忘れはありませんか

国民年金保険料の納付は三か月ごとに納期限が決められています。昭和四十九年度分(49年4月～50年3月)の納期はすでに過ぎています。まだ納付していない方は四月三十日までに必ず納めましょう。この期日を過ぎると、いままでの納付方法と異なり、社会保険事務所へ納めるか、市役所に備えてある納付書を使って銀行や郵便局で納めなければならぬので、手数もかかりますので注意してください。

納め忘れのままにしておくと、思いがけない事故でケガをしたり一家の柱であるご主人が亡くなったりしたときに障害年金や母子年金などが受けられないということにもなります。また六十五歳になっても老齢年金を受けることができないということにもなります。納め忘れがないかどうかもう一度確かめましょう。

国民年金でああなたの幸せを

危険物取扱者試験

ことし第一回目の危険物取扱者試験が次のように行われます。

試験の種類

一、乙種第四類危険物取扱者試験

交通指導員を募集

歩行者の安全を図るために次のとおり交通指導員を募集します。

応募資格 市内に居住する20歳から50歳までの方で普通自動車運転免許取得している方。

勤務時間 一か月50時間

勤務内容 主として市街地における交通指導。

募集人員 蒲生地区2人
荻島地区2人
出羽地区2人

待遇 一か月二万四〇〇〇円、服装および装備品は貸与します。

希望される方は、4月15日までに履歴書と写真(上半身一枚)を持参の上、市役所庶務課交通対策係(庁舎二階)へ。

公害監視モニター募集



越谷市では、多様化する公害を的確にとらえ、また公害防止行政に市民のみならずの意見を反映させるため「公害監視モニター」を募集します。

どうぞふるって応募ください。

モニターのこと

一、公害防止行政施策について意見や要望等をのべる。

二、モニター研修会等への出席。

三、公害に対する資料、情報の収集

モニターになれる方
市内に住む20歳以上の方ならどなたでも応募できます。

募集人員 15人(ただし、教育関係公務員以外の公務員は除く)

任期 委嘱の日から翌年3月31日まで。

謝礼 一〇〇〇円(一か月)

応募方法
モニターを希望する方は、原簿用紙四〇〇字詰め二枚以上で公害行政、または公害に対する意見、要望等を作成し、郵送または直接市公害課までお持ちください。

申し込み日 4月30日(水)

申し込み多数の場合は、選考させていただきます。

なおくわしくは、市公害課までお問い合わせください。電話64-1121-1内線二六七・五八五

市民のみならずが、仕事や他の用件などの都合で直接市役所へ住民票や戸籍簿抄本等を取りにこない方々のために、市内各駅商店に委託して戸籍簿抄本と住民票の写の取り次ぎを行っています。

申し込みは市役所市民課へ、当日受け取りたい方は午後3時までに、土曜日は午前10時30分までに申し込みください。

電話64-1121-1内線二七九・二八二

取り次ぎ店(カッポ内は休業日)

▽浦生駅中野書店(毎月曜日)

▽新越谷駅共助会売店(年中無休)



申し込みは電話でOK!
取り次ぎ店をご利用ください

△越谷駅共助会売店(年中無休)

▽北越谷駅金子タバコ店(年中無休)

▽大袋駅山崎自動車預り店(第2日曜日)

▽武里駅森田正商店(毎月曜日)

手数料は戸籍簿抄本、住民票各一枚につき五十円です。それぞれの商店へお支払いください。

なお、不明な点は市民課までお問い合わせください。

混雑します

市民課窓口
平日の午前10時～午後3時ごろまで
土曜日は休みです。

▽浦和地区法務局越谷支局人権擁護担当官。問い合わせ先 市役所庶務課 電話64-1121-1内線三一八

人権(法律)相談をご利用ください



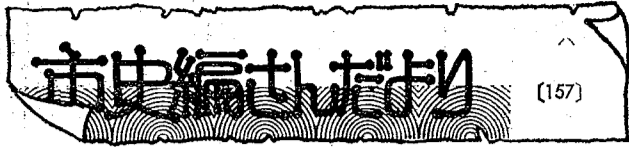
身近な法律上の問題や交通事故のこと、戸籍のこと、家庭内のこと、その他日頃の悩みごと等について相談にのります。どうぞ遠慮なくご利用ください。相談についての秘密は固く守ります。相談は無料です。

とき 4月11日(金)

午前10時～午後3時

ところ 市役所五階大会議室

相談員 法務省人権擁護委員 浦和地区法務局越谷支局人権擁護担当官。問い合わせ先 市役所庶務課 電話64-1121-1内線三一八



転換期の農家経済

自給自足経済を基本とした農村にも貨幣経済が浸透してくと、農家の経営も貨幣経済に対応した切替えを迫られ、商品作物の栽培や農閑余業に活路を見出し、ある

いは小作地をふやして手作地を減少するなどの措置を講じる必要があった。ところがその方法がつかめず旧来の経営方法を踏襲したため、破綻をきたす農家が増大した。ことに米作専業農家にその傾向が強かったようである。

安永二年(一七七三)三月、砂原村の百姓六左衛門は親から家督を引継ぎ自家の経営に専念することになった。このとき引継いだ生計費は銀三貫文と米一五俵この代金五兩三分余りであった。六左衛門はこの年、おそろく累積した借財の清算にあてためとみられ、金三七兩余りで所持地の一部を売却した。このほか収穫米五俵を金一九兩余りで売却したので、当年の総収入は金六三兩余りであった。

これに対し当年の支出は、借財の返済金が三〇兩余り、奉公人の未払金や前渡金が二二兩余り、小遣を含めた生計費が一七兩余りで差し引き金九兩余りの赤字となった。翌三年度も極度に家計を切りつめてみたが、日傭人の賃金や肥料代金が高騰し、金二二兩余りの大

赤字に陥り、拡大された手作

幅な赤字を示した。翌四年度も米の売却代など金三〇兩の収入に対し前年の繰越赤字などで諸計費を支出しないうち、すでに金三兩余りの赤字を示した。

このため六左衛門は当主となつて僅かに三年目で「このような収支動定であるので私の経営ではとても身上向が立ちきません」とて、隠居を申し出た。そして自家の跡式は親戚の子に譲り、将来自分の娘と結婚できるように取りはからせていたと願っていた。

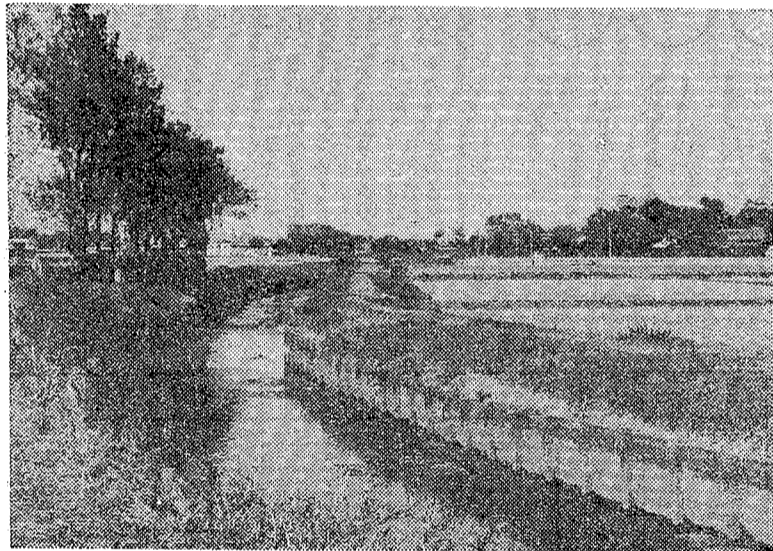
さらに六左衛門は妻を小曾川村の実家に帰すが「拙者家を出ても当家に出入り相成候様に、ひとえに願ひ上げ候」と「わすれなみ、身はくもいに成りぬとも空行く月のめぐりあふまで」の歌を残して家を去っている。

それは六左衛門が無能であったのでこの結果を招いたのであるうか。

たとえば安永三年の収支をみると、米七二俵分の代金が金一九兩三分余りであるのに対し、金一一兩余りが奉公人や日傭人の賃金にあてられており、拡大された手作

りであり、貨幣経済の進行で農家の家計がいかに混乱していたかをうかがうことができる。

安永三年といえ



(市史編さん室)

おしらせのページ

表-1 昭和50年度水道使用料金(1か月分)

種別	用途	料金体系			
		水量	基本料金	超過料金	1m ³ につき金額
専用給水装置	1. 家庭用	10	360	10m ³ を超え20m ³ までの分	60
				20m ³ を超え30m ³ までの分	70
				30m ³ を超え50m ³ までの分	80
				50m ³ を超える分	90
専用給水装置	2. 営業用	10	400	10m ³ を超え50m ³ までの分	85
				50m ³ を超え100m ³ までの分	105
				100m ³ を超え500m ³ までの分	125
				500m ³ を超える分	145
専用給水装置	3. 官公署用	10	400	10m ³ を超える分	80
	4. 公衆浴場用	100	3,000	100m ³ を超える分	45
	5. 公立小中学校用	200	6,000	200m ³ を超える分	45
	6. 公立小中学校プール用	400	1万	400m ³ を超える分	25
	7. 臨時用	10	2,000	10m ³ を超える分	200
	8. 消火栓使用料	1栓1回10分毎			350円

表-2 加入者分担金

口径	13%~20%	25%	40%	50%	75%	100%	150%以上
金額	15万円	32万円	110万円	180万円	500万円	900万円	協議の上、企業長が定める

4月の検針分から適用 水道料金が改定されました

このたびの水道料金改正については「水道だより」等でご存知のことと思いますが、越谷松伏水道企業団水道業務給水条例改正案が、さる二月十三日の臨時議会において可決決定されました。

今回の料金改正は、昭和五十年から昭和五十二年まで毎年段階的に改定されるもので、家庭用二か月分の基本料金は、五十年年度七二〇〇円、五十一年度九〇〇〇円、五十二年度一〇〇〇〇円となります。

なお、新料金は、ことし四月一日の検針分から適用されます。

生活保護世帯への軽減

従来は、基本料金についての二割の一を軽減していましたが、今回の料金改定において、一か月につき二十五立方メートルまでを無料にしました。

加入者分担金がかわります

四月一日から新しく水道を引く方は、メーターの口径別によって表2のとおり改正されます。

分担金の減額措置

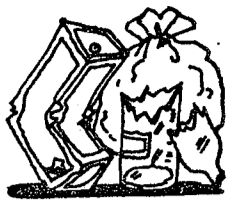
新規の給水申し込みの時点において給水区域内に、三年以上居住し、かつ継続して給水を受けていた方は、家庭用(メーター口径十三ミリ~二十ミリ)に限り、七万五〇〇〇円減額されます。

なお、この場合越谷市および松伏町で発行する住民票が必要となります。

料金改定について不明な点は越谷松伏水道企業団管理課へお問い合わせください。

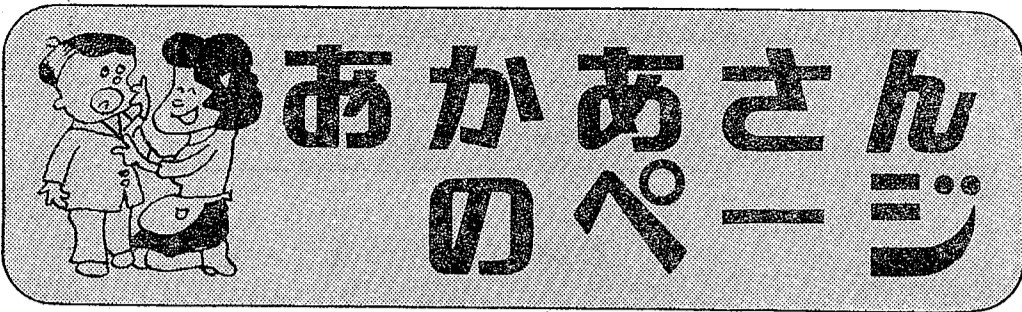
電話〇四八九 66-1393-1

◎市政モニター募集：市政にあなただけの意見や要望等を反映させるために、市ではただいま「市政モニター」になる方を募集しています。満20歳以上の方ならどなたでも応募できます。モニターを希望する方は、4月8日までに市役所広報課までご連絡ください。電話64-1111-1内線五八三



燃えないごみの収集日
4月下旬分(11日～30日まで)の燃えないごみの収集を次の日程のとおり行います。(清掃課)

とき	ところ
4月11日(金)	東越谷1～4丁目、増林、花田、中島、越ヶ谷、谷野、大沢、大宮、大宮東、大宮西、大宮南、大宮北、大宮東、大宮西、大宮南、大宮北、大宮東、大宮西、大宮南、大宮北
14日(月)	東越谷5丁目、柳町、御殿町、砂原、小菅川、大沢、大宮、大宮東、大宮西、大宮南、大宮北、大宮東、大宮西、大宮南、大宮北
15日(火)	東越谷6丁目、大杉、大松、船渡、宮本町1・2丁目、大間野町3～5丁目
16日(水)	東越谷7丁目、大杉、大松、船渡、宮本町1・2丁目、大間野町3～5丁目
17日(木)	東越谷8丁目、大杉、大松、船渡、宮本町1・2丁目、大間野町3～5丁目
18日(金)	東越谷9丁目、大杉、大松、船渡、宮本町1・2丁目、大間野町3～5丁目
19日(土)	東越谷10丁目、大杉、大松、船渡、宮本町1・2丁目、大間野町3～5丁目
20日(日)	東越谷11丁目、大杉、大松、船渡、宮本町1・2丁目、大間野町3～5丁目
21日(月)	東越谷12丁目、大杉、大松、船渡、宮本町1・2丁目、大間野町3～5丁目
22日(火)	東越谷13丁目、大杉、大松、船渡、宮本町1・2丁目、大間野町3～5丁目



あかあさんのページ

悪質な消火器売りこぎ注意!



最近市内のあちこちで、消防職員とまぎらわしい服装や消防職員、市の職員と見せかけたりして、なにか強制的に消火器を売りつける悪質な業者がふえています。その手口と断わり方の一例をあげると……

①「消防署から来た」とか「市の防災課から来た」とうそをついて売りつける場合は……はつきりした態度で、「消防署とか市役所が消火器を販売することはありません。すぐ消防署で聞いてみます。」と言って、すぐ消防署に電話してください。

②「消火器の点検に来た」といって、勝手に室内に上がって来て、「この消火器は期限が切れて使えないから新しいものと交換する」といって……

③「一般家庭にも消火器を設けなければならなくなった」などとうそをついていないか。

④消防職員や市役所の職員を装ったり、まぎらわしい服装をしていないか。

⑤名札、カタログ、領収証で責任の所在を明確にしているか、よく見きわめてください。

消火器の知識
消火器にはたくさんの種類がありますが……

①粉末消火器(A・B・C型、B・C型)

②泡消火器(普通火災(A火災)、木材、ワラなどの火災)

③油炎火災(B火災)

④電気火災(C火災)

このほか、消火器には使用方法、放射する時間、放射する距離、製造年月日、取り扱いの注意など必ず記載されています。

*悪質な消火器売りこぎ別訪問をしていただきます。被害にあわないようご注意ください。不審な場合はすぐ消防署へ。
電話74-1010-1

胃の集団検診を受けましょう

月日	地区	会場	月日	地区	会場
4月1日	浦生	浦生公民館	4月14日	出羽	出羽公民館
2日	"	"	15日	"	"
3日	"	"	16日	茨島	茨島公民館
4日	"	"	17日	大袋	大袋公民館
5日	川柳	川柳公民館	18日	金	金公民館
6日	大相	大相公民館	19日	上増	上増公民館
7日	大沢	大沢公民館	20日	全地区	全地区公民館
8日	"	"	21日	月	月公民館
9日	水	水公民館	22日	火	火公民館
10日	木	木公民館			
11日	金	金公民館			
12日	土	土公民館			

*お勤め等で日曜日以外検診が受けられない方のために4月20日の日曜日を検診日として設けましたのでこの日にぜひ受けてください。

乳児医療費の申請受け付け

3月分
0歳児医療費受給申請書の3月分の受け付けを、次の日程のとおり行います。

受付場所 市福祉事務所
受付時間 午前9時～11時
午後1時～3時

持参するもの ▽乳児医療費受給申請書 ▽受給資格証 ▽印鑑
▽健康保険証 ▽保護者名義の市

内訳の銀行の通帳(普通預金)
*くわしくは市福祉事務所社会係へお問い合わせください。
電話64-1111-1内線二九九三〇〇

あかあさんのページ

あかあさんのページ
労働相談所を開設します

市では労働問題全般についての相談所を次のとおり開設します。労働問題等相談したい方はお気軽にご相談ください。

相談日 毎週水曜日(4月9日)

相談時間 午前10時～午後3時

相談所 市役所商工課内

あかあさんのページ
労働相談所を開設します

市では労働問題全般についての相談所を次のとおり開設します。労働問題等相談したい方はお気軽にご相談ください。

相談日 毎週水曜日(4月9日)

相談時間 午前10時～午後3時

相談所 市役所商工課内

あかあさんのページ

あかあさんのページ
労働相談所を開設します

市では労働問題全般についての相談所を次のとおり開設します。労働問題等相談したい方はお気軽にご相談ください。

相談日 毎週水曜日(4月9日)

相談時間 午前10時～午後3時

相談所 市役所商工課内

あかあさんのページ
労働相談所を開設します

市では労働問題全般についての相談所を次のとおり開設します。労働問題等相談したい方はお気軽にご相談ください。

相談日 毎週水曜日(4月9日)

相談時間 午前10時～午後3時

相談所 市役所商工課内

消費者コーナー

あなたも入会し消費生活の改善向上を
「越谷市くらしの会」
会員を募集

で、人員の制限はありません。
▽会費制および会員証
会費は年間三〇〇円(年会費)とし、会員には会員証を交付します。
▽応募方法
入会希望の方は次の方法で必要事項を記入し、ハガキまたは直接市役所商工課内「くらしの会事務局」まで申し込みください。

越谷市くらしの会入会申込書
氏名
生年月日
住所
電話
昭和年月日

毎月第1・第3土曜日は
市内産直野菜の「朝市」を開きます
今月は5日・19日
時間 午前8時～11時まで
場所 市福祉会館東側道路上
*当日雨天の場合は翌日の日曜日に開きます。
主催 越谷市農業団体連合会
後援 越谷市